

第2次沖縄県環境基本計画進捗管理票【公表用】

【担当部課】	環境部 環境政策課
--------	-----------

【基本目標】	3-6 環境保全のための共通的・基盤的施策	【沖縄21世紀ビジョン実施計画】	
【基本施策】	3-6-1 環境保全のための共通的・基盤的施策	施策展開	1-(1)-エ 自然環境の適正利用
【施策展開】	①共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進	施策	①環境影響評価制度の強化
【主な取組】	環境政策の総合企画立案・調整		
【事業名】	小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定		



1 取組（事業）の進捗状況（進捗率）（Plan・Do）

取組の内容	島しょ県である本県の脆弱な自然環境の保全のため、環境影響評価法及び条例の対象とならない小規模開発に対して環境影響評価の手続の制度化を推進し、開発時における自然環境保全対策を強化する。							
年度別計画						実施主体	令和2年度の状況	
H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)		活動概要	
ガイドラインの策定	対象事業の種類追加及び規模要件を小規模化した改正条例及び規則の施行・運用					県	改正した条例及び規則を運用するとともに、県ホームページで「環境への配慮指針」の周知を行い、小規模事業における環境配慮の推進を図った。併せて、法及び条例の対象とならない規模の太陽光発電事業を対象として環境省が公表した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」についても周知を図った。	
	環境への配慮指針の普及						進捗状況	進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果
							【順調】	条例及び規則の改正により、以前より小規模な開発事業に対しても環境影響評価が実施されることとなり、小規模事業における環境配慮が推進されることとなった。 また、改正条例の対象事業とならない開発事業に対しても、環境への配慮を推進するため、「環境への配慮指針」及び「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を普及する取組を実施していることから、順調となっている。

2 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値 (年度)	実績値					計画値	R3年度末 (2021年度末) の目標値
		H28	H29	H30	R元	R2	R2	
1 環境配慮の実施件数 (条例改正により新たに対象となった事業の件数)	—	—	—	—	1件	—	—	—
2								
状況説明	令和2年度における環境配慮の実施件数については、事業者からの届け出がなかったため0件となったが、H30年度の条例改正等の施行により、これまで環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならなかった一定規模以上の小規模事業も対象となり、ガイドライン策定に代わる取組としているため、改正した条例及び規則を運用するとともに、県ホームページで「環境への配慮指針」の周知を引き続き行った。							

3 取組の検証（Check）

(1) 推進上の留意点（内部要因、外部環境など）

- ・「環境への配慮指針」を普及する取組を実施することとしており、開発事業者の環境への配慮を促すため効果的に普及することが重要である。
- ・沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない、より小規模な事業においても、事業者自らが環境へ配慮することが求められる。

(2) 改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

- ・沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない、より小規模な開発事業についても、環境への配慮が求められることから、「環境への配慮指針」の普及を強化する必要がある。

4 取組の改善案（Action）

- ・「環境への配慮指針」を普及する取組を引き続き実施する。

第2次沖縄県環境基本計画進捗管理票【公表用】

【担当部課】	環境部 環境政策課
--------	-----------

【基本目標】	3-6 環境保全のための共通的・基盤的施策	【沖縄21世紀ビジョン実施計画】
【基本施策】	3-6-1 環境保全のための共通的・基盤的施策	
【施策展開】	①共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進	
【主な取組】	環境保全に関する計画の策定・推進	
【事業名】	環境関連計画の策定・推進・見直し	

1 取組（事業）の進捗状況（進捗率）（Plan・Do）

取組の内容	環境問題の変化や新たな環境問題に対応するため、環境保全に関する計画の施策・推進・見直しを図る。								
年度別計画						実施主体	令和2年度の状況		
H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)		活動概要		
						県	【環境基本計画関係】 本計画においてPDCAサイクルによる進捗管理を行い、環境基本計画推進会議において令和元年度の実績報告を行った。報告後は進捗状況を公表し、県民意見募集を実施した。 【地球温暖化対策実行計画関係】 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）及び気候変動適応法に基づき、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定した。また、温対法に基づき、沖縄県環境保全率先実行計画（第5期）を策定した。		
計画の策定・推進・見直し							進捗状況	進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果	
							【順調】	【環境基本計画関係】 PDCAサイクルによる進捗管理を行い、環境基本計画推進会議において令和元年度の実績報告を行った。報告後は公表し、県民意見募集を実施したことから、順調と判定した。 【地球温暖化対策実行計画関係】 沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会及び沖縄県気候変動適応計画協議会を開催し、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定した。また、環境基本計画推進会議を開催し、沖縄県環境保全率先実行計画（第5期）を策定した。	

2 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値 (年度)	実績値					計画値	R3年度末 (2021年度末) の目標値
		H28	H29	H30	R元	R2	R2	
1	—	—	—	—	—	—	—	—
2								
状況説明	—							

3 取組の検証（Check）

（1）推進上の留意点（内部要因、外部環境など）

- ・本計画の目標達成に向け、関係部局の協力・連携が必要である。
- ・第2次沖縄県環境基本計画が令和4年度に終期を迎えるため、本県の環境及び社会経済の現状等の変化を踏まえた第3次計画を策定する必要がある。

（2）改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

- ・第2次計画については、ホームページでの広報、各種研修会や説明会などを通し、県民等に働きかけを行う。
- ・第3次計画の策定については、県庁内関係部局、市町村、環境団体及び県民等の意見を集約して策定を行う。

4 取組の改善案（Action）

- ・第2次計画については、引き続き推進会議及び幹事会等において関係部局と連携・協力し、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、広く県民に周知を図るため、よりわかりやすい広報を検討し、県民に対する周知及び理解を図る。
- ・第3次計画については、令和3年度中に素案を作成し、令和4年度の策定に向け取り組んでいく。

第2次沖縄県環境基本計画進捗管理票【公表用】

【担当部課】	環境部 環境政策課
--------	-----------

【基本目標】	3-6 環境保全のための共通的・基盤的施策	【沖縄21世紀ビジョン実施計画】	
【基本施策】	3-6-1 環境保全のための共通的・基盤的施策	施策展開	-
【施策展開】	①共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進	施策	-
【主な取組】	環境影響評価に係る審査指導		
【事業名】	環境影響評価審査調整事業		



1 取組（事業）の進捗状況（進捗率）（Plan・Do）

取組の内容	環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき、事業の実施前に事業者が作成する環境影響評価図書や、実施した環境保全措置の効果について事業の着手後において検証するため等に行う事後調査の報告書に対して、知事が環境保全の見地からの意見を述べるにあたり、図書及び報告書の審査を行う。								
年度別計画						実施主体	令和2年度の状況		
H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)		活動概要		
						県	令和2年度に提出された環境影響評価図書及び事後調査報告書計10件について、審査指導を行った。		
環境影響評価に係る審査指導							進捗状況	進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果	
							【順調】	事業者より提出された環境影響評価図書及び事後調査報告書について、適切に環境に配慮した事業となるよう審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境保全の見地からの意見及び環境保全措置要求を行った。	

2 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値 (年度)	実績値					計画値	R3年度末 (2021年度末) の目標値
		H28	H29	H30	R元	R2	R2	
1	-	-	-	-	-	-	-	-
2								
状況説明	-							

3 取組の検証（Check）

(1) 推進上の留意点（内部要因、外部環境など）

- ・環境影響評価手続が適切に実施されるよう、事業計画段階の早期から事業者と調整を行う必要がある。
- ・事後調査が適切に実施され、報告書が提出されるよう事業者に対し指導・助言を行う必要がある。

(2) 改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

- ・県内で実施予定の大規模開発事業等の計画について、情報を収集しておく必要がある。
- ・環境影響評価手続を経た事業については、機会のあるごとに事後調査の進捗を情報収集しておく必要がある。

4 取組の改善案（Action）

引き続き、環境影響評価制度について、事業者に対して制度の周知を十分に図り、必要な指導・助言等を行うとともに、マスコミ報道等から情報収集を行い、早期から事業者との調整に努める。